

明治・大正期における手伝の集団と労働

武 谷 嘉 之

I はじめに

II 「大阪手伝業仲間」の成立

- (1) 人数と居住地
- (2) 組織
- (3) 棟梁、助方、見習
- (4) 小括

III 第一次大戦後の労働と賃金

- (1) 史料の性格と手伝の概況
- (2) 仕事の内容と雇用の経路
- (3) 賃金水準の変動
- (4) 小括

むすびにかえて

I はじめに

筆者はこれまで近世大坂における下級建築職人である手伝（家作手伝）についていくつかの論文⁽¹⁾を発表してきた。それらの諸稿においては手伝が近世にうまれた新しい形の職人であることをまず明らかにし、そのような新興職人である手伝の仕事内容の変化、同職集団の形成等を検討した。さらに手伝の仲間が幕府に公認され、株仲間化していく過程についても詳細に考察した。その過程で近世初頭においては仕事内容の点でも他の職人との関係という点でも曖昧な存在であった手伝が、次第にその存在を確立し、最終的に完成した「家作手伝職惣仲間」は大坂三郷町内にあっても一定の社会的重要性を持つようになったことを述べた。しかしながらその一方で手伝の仲間が株仲間的な特権を得たが故に、その柔軟な生命力を失い、完成と同時に崩壊の萌芽を内包していたことを論じた。

これらの研究は現在まで手薄であった近世における職人仲間の実態を明らかにするという目

* 本稿は奈良産業大学経済経営学会平成14年度特別研究助成金による成果の一部である、記して謝意を表する。

(1) 武谷嘉之「近世大坂における家作「手伝」の仲間形成」（『社会経済史学』第65巻第1号、1999年）、同「近世大坂における下級建築職人「家作手伝」の仲間組織——組・得意・「助方」——」（『経済学雑誌』第102巻第2号、2001年）。

的を持っていたが、同時にほとんどが近郊からの流入者で、社会的な力を持たない非熟練建築労働者であった手伝がどのようにして自らの労働環境を改善していったのかという関心が根底にあった。しかし残念ながら明治以降の手伝の動向についてはほとんど不明のままであり、近世を通じて達成した地点がどのように変化していったのかという疑問は残っている。

先に述べたように手伝は近世になってから主に都市で成立した職種であったが、現代ではほとんど聞くことのない職種になってしまった。それでも高度成長期前までは「てったいさん」と呼ばれ一般に知られた職人であった。このように考えると手伝の歴史は総じて300年程度の歴史であったことになる。本稿で扱うことになる明治以降は手伝の歴史の後半部分ということになるが、近代の手伝は後に触れるように近世の手伝と名称を同じくしつつも、違った実態をもっている。概していえば建築職人としての手伝から、請負業者と建築労働者・日雇労働者へ分化していった、それと同時に近世初頭の仲間を持たない状態に回帰していったという側面があるように思われる。では手伝の仲間はどのように解体され、手伝の労働環境はどのように変化したのであろうか。本稿においてこの問題の全ての答えを明示することはもとより不可能であり、明治・大正における手伝の実像の概略を述べるにとどまる。まずIIでは明治19年(1886年)⁽²⁾に大阪商法会議所に出された「手伝業仲間規約」を中心に手伝の組織について検討する。ついでIIIでは大正期の手伝について仕事の経路や賃金などについて考察する。

II 「大阪手伝業仲間」の成立

大阪における仲間および株仲間は明治元年(1868年)の商法大意によって大きくその姿を変えたが、実際には完全になくなつたわけではなかった。明治5年(1872年)に最終的な禁令が出され、ほとんどの仲間は完全に解体された。しかしながら大工、左官などと並んで手伝は「行司有之分ハ当分從前通り据置」⁽³⁾されたのである。その後、明治8年(1875年)に手伝は組合を結成した。株仲間解散後、商秩序が乱れたことから商法会議所が主導して株仲間に代わる「確実なる仲間組合の設置」⁽⁴⁾が計画された。商法会議所は各仲間組合の代表を商法会議所議員とすることで商法会議所が大阪の経済を統括する役割を担うことを可能ならしめようとしたのであった。⁽⁵⁾明治13年頃の史料と考えられる「大阪商員録 役員ノ部」⁽⁶⁾の「各商取締總代ノ部」には手伝請負業の名称が見られ、大阪商法会議所議員として手伝取締3名の名が記載されている。このように手伝の仲間組織は明治以降も解体されることなく連続的に存在していたように考え

(2) 大阪経済史料集成刊行委員会『大阪経済史料集成』第9巻、(大阪商工会議所、1976年) p. 733。

(3) 大阪府史編集室『大阪府布令集』第1巻、(大阪府、1971年) p. 511「仲間ノ解散」。

(4) 宮本又次「各種組合規約集の解説(上) 大阪における株仲間の解放とその後における同業組合の設立運動の経緯」『大阪経済史料集成』第7巻、p. 755。

(5) これらのいきさつについては『大阪経済史料集成』第7~9巻に所収の宮本又次、同上論文(上、中、下)にくわしい。

(6) 『大阪経済史料集成』第8巻、p. 769。

られる。本節で見る「大阪手伝業仲間」はこのような流れのなかで成立したのである。「大阪手伝業仲間」が実際にどの程度活動したのかは残念ながら全く不明であるが、残された規約から「家作手伝職大仲間」との相違を検討し、仲間の役割の変化を考えていくことにしたい。この「手伝業仲間規約」は明治19年（1886年）に成立したもので全部で57箇条の規約である。ここで注意しておかなければならないのはこの「手伝業仲間規約」が商法会議所が作成した「各商工業仲間規約編製ノ大綱」に則って書かれているため他の仲間規約と完全に重複している部分も多く、全てが「大阪手伝業仲間」の実態に即したものであると考えるわけにはいかないことがある。例えば手伝業と隣接する業種である左官の規約と比較した場合、文面まで含めて完全に同じ内容の条文が28とほぼ半数を占め、項目の立て方が同様である条文を除けば、手伝に全く独自の条文は57箇条中、14箇条しかない。「各商工業仲間規約編製ノ大綱」はそれぞれの商工業仲間規約のひな形として31箇条をあげており、これらの項目に関しては左官、手伝ともにはほぼ「大綱」に沿った形になっている。逆にいえばここで残った14箇条は手伝独自の重要な内容を含んでいると考えられる。

(1) 人数と居住地

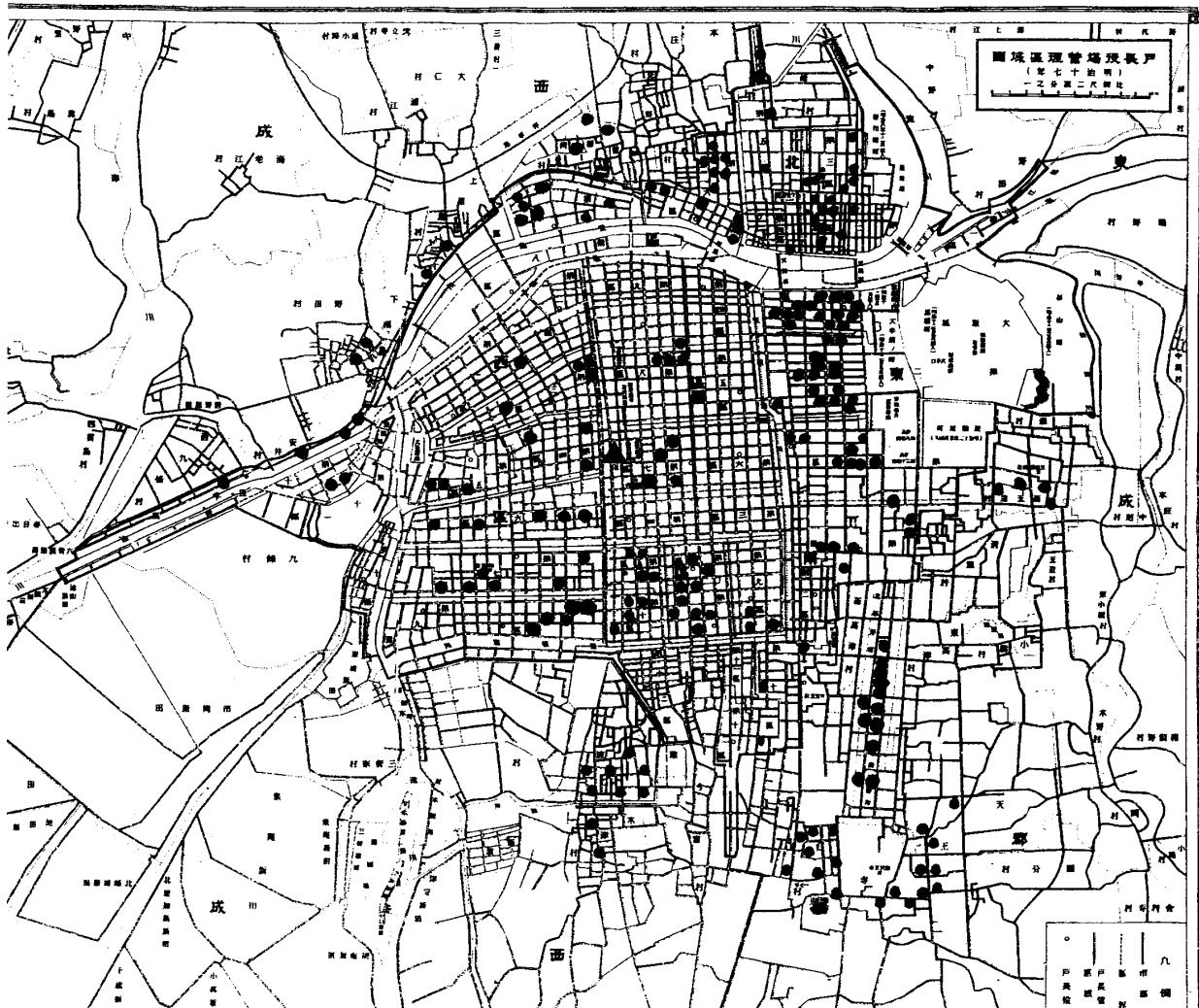
「手伝業仲間規約」に連名している手伝の棟梁は271名である。区別に見れば東区56名、西区73名、南区37名、北区51名であり、そのほかに東成郡に34名、西成郡に20名の棟梁がいた。これらの棟梁は基本的には「家作手伝職大仲間」に属していたものと思われるが、特に北区に居住する棟梁を中心に「北区壱連合」と呼ばれるグループが存在していたようである。「北区壱連合」は61名からなり、北区以外では東成郡において3名、西成郡において3名、南区において4名の棟梁が参加している。また北区の棟梁は全てこの「北区壱連合」に参加している。旧大坂三郷の内の天満組を中心としていることから、近世以来のつながりであると考えられる。先に触れた明治13年頃の手伝業仲間の取締の内1名がこの「北区壱連合」所属の棟梁であることから、この規約が成立する以前から手伝業仲間と行動をともにしていたことは間違いない。

詳細な分布を図1にしめした。手伝と関係が深いと思われる四天王寺周辺には全体の7%にあたる手伝が居住していた。分布の大きな偏りとしては北と南に分かれて分布しており、中心部は比較的まばらである。また北部では天満橋と天神橋の間に、南では長堀側・堀江川周辺に多い。いわゆる船場にも居住しているが、数は少ない。IIIと関連して少なくとも仲間に参加している棟梁クラスの手伝の中には日本橋筋居住のものはいないことを確認しておく。なお「仲間組合事務所」は東区北渡辺町にあった。（図1において▲で示した。）

(2) 組織

商法会議所が主導して結成された同業仲間、組合は基本的に同様の組織をもった。つまり仲間構成員より取締を選びその中より総取締および副取締を選ぶ。議決機関としては仲間全体も

図1 手伝棟梁居住地分布



「手伝業仲間規約」より作成。

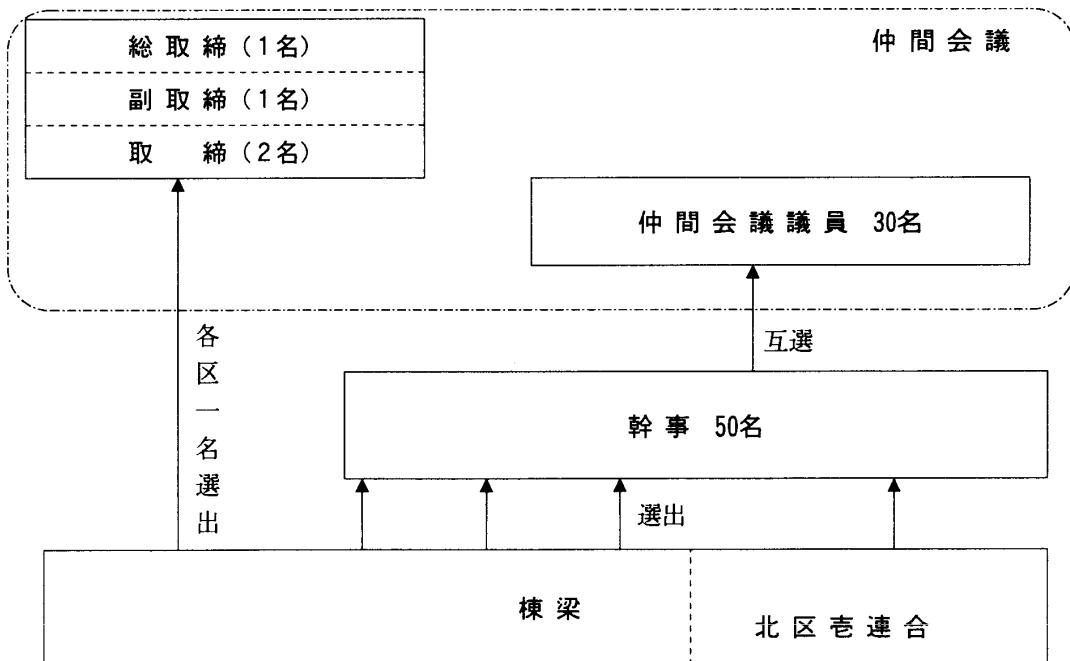
しくは代議員による仲間会議を持つというものである。さらに仲間から商法会議所の議員として1名ないし2名選出することになっていた。「大阪手伝業仲間」の場合もこれに準じたものであったが、⁽⁷⁾当然のことながら独自の部分もある。ここでは独自性の強い部分のみに絞って論述していきたい。(図2参照)

まず取締については、1区ごとに1名選出し、計4名を取締とした。このときに取締に選ばれた棟梁は不明であるが、先に触れた「大阪商員録 役員ノ部」によれば明治13年の3名の取締はその居住地で見れば旧大坂三郷各組から1名づつ選出していたから、⁽⁸⁾この規約が成立した

(7) 例えば手伝業仲間は商法会議所の議員については1名を選出するとしている。左官業仲間は同様に2名としているが、このように大綱に沿って規定されている条文についてはここでは論じない。

(8) 「手伝業仲間規約」第16条、第17条。

図2 「明治手伝業仲間」組織図



のちに四区から1名づつ選出することにしたようである。また取締の任期は1年であった。⁽¹⁰⁾

仲間会議については30名を定員とした。左官の場合は仲間会議の議員は319名中8名となっている。手伝業仲間の場合は構成員の1割強と議員数がかなり多い。議員数は他の同業仲間でも業種によってかなりばらつきがあるが、手伝の場合は人数が多いという点以外にも、仲間運営における構成員の参加の度合いが強かった様子がうかがえる条文がある。例えば第54条では仲間会議の臨時会を開催について議員5名以上もしくは、仲間に参加している棟梁のうち20名以上の請求を必要条件としている。左官業仲間の議員6名以上、棟梁40名以上を必要とするという条文と比較すれば、その臨時会開催の要件はかなり緩やかであった。つまり棟梁の請求によって仲間会議が開かれる可能性が開かれているのである。

仲間議員の選出の方法に関して他の同業仲間に見られない特色として、議員30名の選出について2段階の過程があったことがあげられる。まず各区ごとに8名、東成西成両郡からそれぞれ9名づつ合計50名の幹事を選出し、その中から互選によって仲間会議議員を選んだのである。⁽¹¹⁾ この幹事は仲間会議議員選出だけでなく、それぞれ担当の棟梁を持ち、棟梁へ開業、廃業業者を通知したり、棟梁から仲間への申告を取り次ぐなどの具体的な業務を分担して担って

(9) 但し明治13年の時点では総取締、副取締は決めず、取締として3名の名前が挙がっているのみである。

(10) 「手伝業仲間規約」第20条。

(11) 「手伝業仲間規約」第30条。

(12) 「手伝業仲間規約」第22条。

(13) 「手伝業仲間規約」第30条。

⁽¹⁴⁾ いる。他の職種の仲間規約では仲間議員は直接選挙で選出されることが普通であり、取締と一般の棟梁との間にこのような存在は見られなかった。手伝業仲間において幹事のような中間的な役割が存在したことは特徴的である。幹事の活動を示す史料がないために、実際にどの程度機能したのかは不明であるが、幹事は仲間内の連携を円滑にするための存在であり、仲間が実質的に活動するために設置されたものであったと考えられる。一般にこの時期の同業仲間においては有名無実の集団が多かったといわれており、実際には機能していなかつたとされていることを考え合わせるならば、手伝業仲間における幹事の存在は注目に値する。なお仲間会議の開催は年2回⁽¹⁵⁾、任期については仲間会議議員、幹事ともに1年となっていた。⁽¹⁶⁾

(3) 棟梁、助方、見習

近世の「家作手伝職惣仲間」を検討する中で、助方の存在を独自性を強くもつものとして論じたが、近代の手伝業仲間においては助方の扱いはどのようなものになったのであろうか。この「手伝業仲間規約」においては助方と見習が明確に区別されている。すなわち見習とは「壱人分之工料ヲ得ザルモノ」であり、助方とは「壱人分之工料ヲ得ル傭人」である。見習は目印として「小札」を携帯することとなっていた。しかしその小札は見習に属したのではなく、棟梁が所有するものであった。このように見習は独立した存在ではなく、棟梁の管轄下にある労働力であった。それに対して助方は「助方」と焼印を押した「標札」を棟梁と同様に店頭にあげる必要があった。つまり助方は独立した営業体として扱われている。ただしここに見るよう近世の場合と同様、助方が販売したのは自らの労働力のみであった。

助方と見習は他の条項では一括して助手とされている場合がある。助手は「直ニ其工事ヲ自己ニ受持スル事ヲ得ス」とされている。近世の場合と同様に助手、助方と棟梁の最大の違いは施主から直接に工事を受注することを認められているかどうかであった。では棟梁として認められるためには何が必要であったかであるが、近世における棟梁と助方の関係を考慮に入れれば「手伝業ニ用ユル一切ノ道具ヲ店内ニ備ヘ置キ、営業ヲナスモノハ都テ棟梁ト称ス」という規定が必要にして十分な条件であったように思われる。つまり生産手段の所有というきわめて素朴な、しかしきわめて職人的でない、いいかえれば技術や年季とは直接的には無関係な規定によって棟梁と助方は区別されていたのである。

また棟梁の兼業について「手伝業仲間規約」は特徴ある規定の仕方をしている。他の業種の場合、兼業に関する条項はほぼ共通の文言で、他業種に参入する場合は当該業種の同業仲間に加入することを定めている。この点は兼業を禁じた近世の株仲間の場合と著しく相違する点で

(14) 「手伝業仲間規約」第25条。

(15) 「手伝業仲間規約」第53条。

(16) 「手伝業仲間規約」第31条。

(17) 助方については武谷、前掲論文、2001年を参照のこと。

あるが、手伝業仲間の場合はさらに別の条項を追加している。一般的な兼業に関する規定は他の仲間と同様に「大綱」に沿っているが、兼業のなかでも特に請負業をなす場合には「建築請負業仲間」へ加入することを規定しているのである。⁽¹⁸⁾

実質的規定としてはむしろこの建築請負業仲間へ兼業加入することの方が意味を持ったに違いない。しかも第34条の但し書きには同業者の紹介や助手に工事を任せ、手数料を得る程度であれば兼業加入の必要がないことを述べている。この但し書きから、この程度のことは常態的に行われていたと考えられるとすれば、手伝棟梁と建築請負業の差は主に規模の問題であるといえ、手伝棟梁から建築請負業に上昇することは十分にあり得たように思われる。現在のゼネコンのなかには近世の大工の組頭や棟梁をその濫觴とする企業の他に、当初から建築請負を主要な業務として明治以降に出発した企業も多い。そのような企業の社史等では創業者の人望や労働者を集める能力を強調している例がよく見られる。手伝や大工などと建築請負業の関係については今後の研究課題の一つである。

近世に見られた寄場は「手伝助方寄所」として存続した。⁽¹⁹⁾ それぞれの区ごとに1カ所、合計4カ所設置された。子細については規約では触れられていないが、近世の寄場と同様に仕事の変化に応じて棟梁が雇用する労働力を調節する役割を果たすこと期待されていたと考えられる。但し、近世には見られない規定として、助方がこの「手伝助方寄所」に寄留できる期間が1ヶ年と定められた。これは明治以降、労働移動が完全に自由になる中で、都市大阪に流入していく単純労働者が増加し、「手伝助方寄所」の収容能力を超えるような事態が発生していたからではないかと考えられる。第46条において寄留者についても手伝を稼業とするものは仲間加入を義務づけているが、このような規定は意外なことに他の職人には見られない。寄留者、つまり一時滞在者を仲間に組み込むことは絶えず流入してくる労働者に対して仲間の実効性を保つためにも、また逆に多様な仕事をこなすために柔軟に労働の需給調整をするためにも必要なことであったように思われる。「手伝助方寄所」は出稼労働者を一時的に寄留させる場所という性格を強めたともいえるだろう。

(4) 小 括

本章では「手伝業仲間規約」を中心に明治前期における手伝の集団の性格を検討した。最後に確認しておくべきことは2点ある。一つは少なくとも手伝棟梁たちはこの仲間を機能させようと考えていたことである。行政および商法会議所の指導の元に受動的に結成されたという側面を強調する必要はないようと思われる。それは幹事の存在、仲間運営へ各棟梁がコミットしやすい規定になっていることなどから推測できる。次にこの仲間に期待された役割として「手伝助方寄所」の運営に注目しておきたい。「手伝助方寄所」は近世の「寄場」からさらに発展し

(18) 「手伝業仲間規約」第34条。

(19) 「手伝業仲間規約」第46条。

て寄留者をも登録させることをもくろんでいる。これは手伝のあり方の変化を考える際に重要なポイントとなるであろう。

III 第一次大戦後の労働と賃金

本章では大正後期における手伝の状況を検討する。大正期の大坂は「東洋のマンチェスター」と呼ばれ、急速に発展した。⁽²⁰⁾ 人口の流入も大きく、手伝の生活基盤、労働基盤も大きく変化したと思われる。本節の課題はこのような変化の時期にあってまず第一に手伝の労働環境はどのように変化したのかであり、第二にこの時期において彼らの集団はどのような役割を果たしたのか、または果たさなかったのかを明らかにすることである。そこで大正13年（1924年）大阪市社会部調査課によって刊行された『日傭労働者問題』に主に依拠しつつ、この時期における手伝の姿を見ていきたい。

（1）史料の性格と手伝の概況

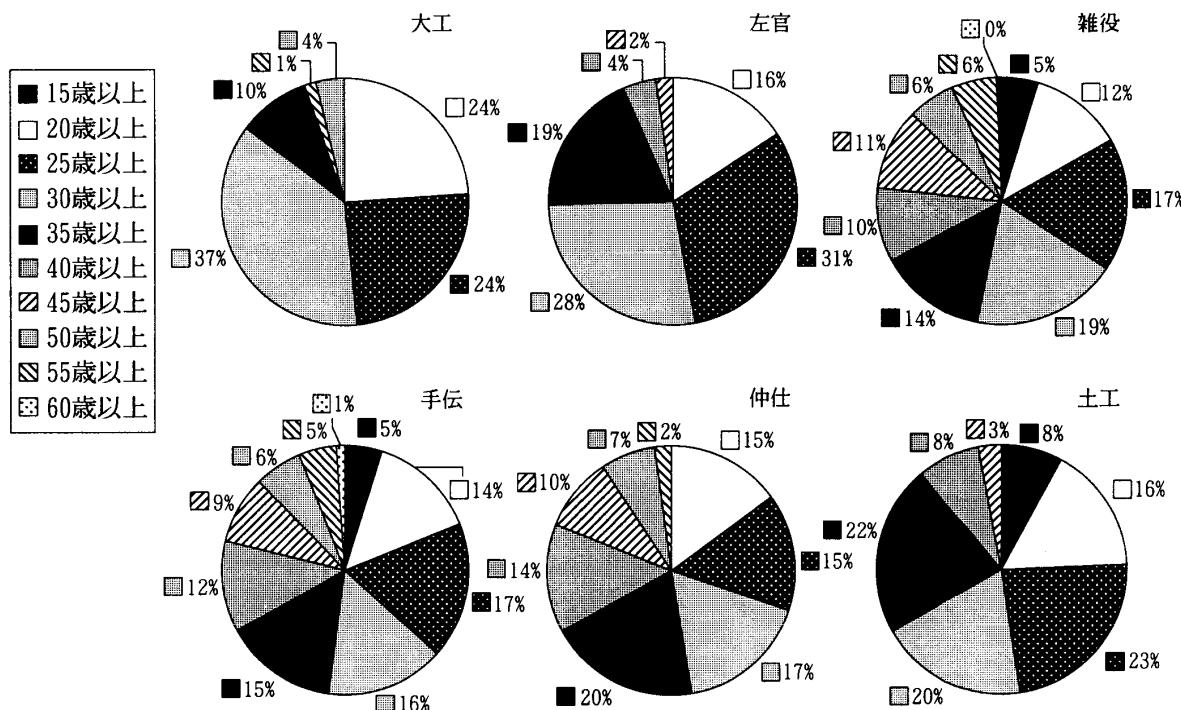
『日傭労働者問題』は大阪市およびその近辺における「一般日傭労働者」の労働実態、生活実態を明らかにすることを目的としている。ただし「大工左官石工などの手工業者は日傭労働者中梢々その趣を異にする」ので調査対象とはせず、主に「日傭労働者の代表ともいふ可き土方手伝仲仕等」を対象として調査したものである。調査の方法は第一に市立の三共同宿泊所の記録から日雇労働者900名に対して原籍市町村長宛に家族構成等の照会を行った。これについては6割弱の回答を得た。さらによりくわしく年齢・職歴・現在の日当などを調査するため日雇労働者の親方・組合等へ照会した。その内訳は大工15、石工206、左官12、煉瓦職59、ペンキ職39、建具職30、鍛冶職3、鋸工30、鉄筋工8、瓦職45、手伝20、陸仲仕30、土木建築480、倉庫仲仕15、鉄仲仕290、鳶仲仕19、沖仲仕40、駅仲仕326、石炭仲仕113、合計1780である。しかしながらこの照会に対する回答は77であり、調査の目的を達することはできなかった。そのため直接的調査に乗り出し、調査員が実際の現場を訪れ、また居酒屋・一膳飯屋などにも立ち入り、⁽²¹⁾ 聞き取り調査を行った。このような調査であるから統計的には疑問のある部分も多いが具体的な事例を明らかにしているという点では信頼できる史料である。ただし手伝に限らずその職業分類においては厳密性を欠き、呼称に関しても「手伝手元」「土工手伝」「鳶人夫（手伝・手元）」など一定しない。そのため調査の対象については各調査ごとに考察しなければならない。

主な調査対象となる共同宿泊所に寄留する日雇労働者に関してはその年齢構成を調査している。全体の構成は図3に示したとおりである。サンプル数が違うので一概に比較はできないが、大工・左官といったいわゆる熟練職人とは年齢構成が全く違っている。つまり大工においては

(20) この時期の労働市場、構造の全体像については杉原薰・玉井金五『大正／大阪／スラム——もうひとつの日本近代史——』（増補版）（新評論、1996年）にくわしい。

(21) 大阪市社会部調査課『日傭労働者問題』（弘文堂書房、1924年）p. 7。

図3 共同宿泊所における日雇労働者の年齢構成



35歳までの層が85%を占め、40歳までであれば95%とほとんどの職人が40歳以下であることがわかる。左官においても35歳までの層が75%、40歳までの層が96%と同様の年齢構成である。手伝は雑役と分類された労働者の年齢構成と酷似している。35歳までの層がほぼ半数を占め、45歳以上の層が約4分の1を占める。さらに55歳以上の層も一定の割合を占めており、手伝の場合は60歳以上の労働者が40名と無視し得ない人数である。大工・左官に若年者と高齢者がいないことに関しては『日傭労働者問題』は当時の不況のために熟練から不熟練への労働移動が起こっていることを示唆している。しかし調査している対象が共同宿泊所であり、人数の絶対数が少ない（大工413人、左官167人）ことも考え合わせれば一概にそのように考えることはできない。つまりここに観察される大工・左官は大阪へ出稼に来た大工・左官であり、いわゆる流れ大工等であると考える方がよいように思われる。大工など熟練職人の間では徒弟の年季が明けた後、大正期にはかなり廃れていたとはいえ、日本各地をまわって腕を磨くということが伝統的に行われており、20歳から35歳までの年齢層が大半を占めるという事実はこれに合致するものである。つまり20歳以下の年齢では熟練職人はまだ徒弟の段階にあるものが多く、このような労働市場にはあらわれてこない。またある一定の年齢になれば地元、または都市内部であっても一定の地域に根付いた形で定着するために共同宿泊所では存在が確認できないであろう。熟練労働者と単純労働者は同じ共同宿泊所において観察されるとはいえ、かなり断絶した存在だったのではないだろうか。

では同じ単純労働者と見なされている仲仕・土工と手伝・雑役の年齢構成が異なっていることについてはどのように考えればよいのであろうか。個々の労働者に関して手伝と雑役等を厳

密に区別することはあまり意味がないが、これについては別の聞き取り調査が参考になる。⁽²²⁾ この調査では共同宿泊所に寄留している92人の労働者に対してインタビューを行っている。そのうち自分を手伝であると答えたものは29人である。⁽²³⁾ しかし彼らの仕事内容を検討すると本来的な建築職人としての手伝の仕事をしていると確実に確認できるのは1名だけである。残りの28人の仕事は手伝とも雑役ともつかない仕事が多く、その仕事内容も一定しない。前歴も様々な仕事を渡り歩いたものが多い。手伝に限らず全体に当てはまることではあるが、いわゆる熟練と考えられるような職種から移ってきたものはほとんどいない。地方から出てきて単純労働を転々としつつ現在の職種にとりあえず行き着いたという状態である。例えば先に挙げた仕事内容が確認できる手伝（仮にA氏としておく）の場合は現在53歳であるが、30歳の時に大阪に出てきた後、まずガス油屋に勤め、そこを退職した後は「手傳の様な事や土方の様な事をして歩き廻りました」と述べている。A氏の場合、ここ10年は手伝を専門としており、現在では「初めは百姓の自分には仕事が仲々困難でしたが今では手傳の方なら建築一切に關して何でも分つてゐます」「若衆を監督して皆から立てられて仕事をしてゐます」と述べているように一人前の手伝として島之内の「島巳」という「親分」のもとで仕事をしている。仲仕・土工と手伝の明確な線引きは難しいようと思われるが、ただ自分の仕事を手伝であると答えた労働者の複数名がその回答の中に、からだが弱いことや力がないことを自分が手伝しかできない理由に挙げている。断言することはできないが、手伝・雑役といった仕事は仲仕・土工に比して肉体的には過酷ではないとすれば、手伝・雑役に高齢者が多い理由の一つになるかもしれない。

(2) 仕事の内容と雇用の経路

ここでは大正期において手伝がどのように経路をたどって仕事を手にしていたのか。そしてその際の賃金はどのように支払われていたのかを検討する。その前提作業として手伝の仕事内容がどのようなものであったかを確認しておく。『日傭労働者問題』においては80種類（内33種は手元の仕事とされている）の仕事内容が上げられている。手元の仕事はその名称が示すとおりほとんどが他職人の補助作業である。それ以外の仕事でも明治年間に比較して独立性の高い仕事が増えたように見受けられない。ただし近世以来の「井戸堀」等は依然として手伝の仕事として分類されており、独立した仕事として継続していることがわかる。逆に「ミキサコンクリ」「セメン運び」「鉄筋コンクリ」等は明らかにこの時期になって初めて登場した仕事内容である。さらに「町手伝」とよばれる仕事が見られ、近世および明治の史料では確認できなかった町鳶に対応する仕事をするようになった可能性もある。

建築業においては現在においても「下請孫請」といわれる複雑な請負関係が見られることは

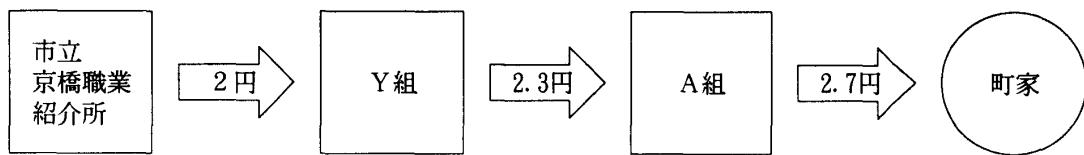
(22) 大阪市社会部調査課『大阪市立の共同宿泊所に宿泊せる労働者の生活（モノグラフィ）』（1921年）

(23) そのほかに一人が鳶職と答えている。

よく知られている。前節で見た手伝が自分の雇い主を「島の内の親分」とよんでいるように、いわゆる「親分子分」といわれる関係もよく見られることであった。『日傭労働者問題』では日雇労働の代表的な各職種についてそれぞれ仕事の経路を紹介しているが、これらの経路はいわゆる「親分子分」の関係を持っていない日雇労働者の場合である。そこで問題意識は「頭刎ね」の多寡であるから、比較的就労構造が単純で、「頭刎ね」の割合が小さい熟練職人に関しては簡単に紹介するにとどまり、単純労働者である人夫、仲仕、手伝等の「頭刎ね」がどのようなメカニズムによって行われていて、どの程度「刎ねられる」のかについて焦点を当てている。手伝については町手伝、建築人夫、手伝手元の3つに分けて仕事の経路を紹介している。

まず町手伝である。ここではY組という請負業者が市営京橋職業紹介所に手伝の求人を出している。(図4) Y組が集めた労働者を町家から受注を請けたA組が引き取って得意先に供給するという流れになっている。A組とY組の機能が固定的であったかどうかは不明であるが、Y組はおそらく手伝専門の請負業者であり、町家と恒常的な取引関係を持つA組は手伝が必要なときにはY組を通じて手に入れたと思われる。この場合の手伝の仕事は建築ではなく、おそらく町家に関する修繕等の雑用であったと思われる。(図中の□で囲まれた存在は仲介者である。)

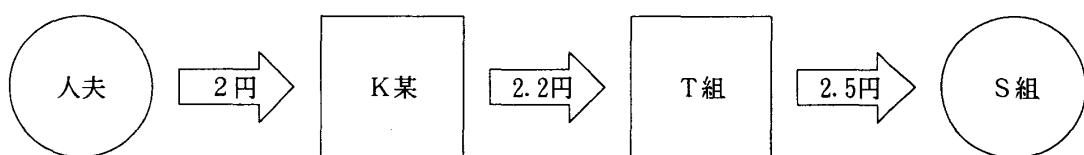
図4 町手伝



『日傭労働者問題』 p. 145より作成。

次に建築人夫として雇われる場合を見てみよう。(図5) 町手伝の場合と同じように3段階の構造になっている。S組は実際に建築を請け負った業者であり、そこに先ほどのY組と同じ役割を果たしているT組という業者が手伝を供給している。先ほどの例では市営の京橋職業紹介所を通じて募集したためここに見られるK某という存在は見られなかった。Kはいわゆる「親方」ではなく、「人買い」専門であると思われる。

図5 建築人夫



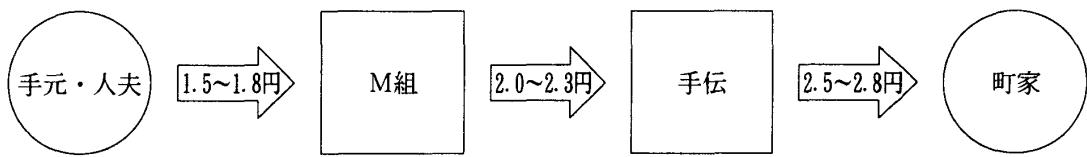
『日傭労働者問題』 p. 145より作成。

最後に手伝手元として雇われる場合を見る。(図6) これは手伝の「親方」の補助として雇わ

(24) 『日傭労働者問題』においては「親方」とされている。大工については「棟梁」の表記であるが、それ以外の職人、労働者については「親方」としている。ここでの手伝の「親方」は近世および明治において検討した棟梁であろうと思われるが、史料に従って「親方」としておく。この表記については後にもう一度触れる。

れる場合の経路である。ここでは「手伝会所」と呼ばれているM組の役割が重要である。町家から何らかの仕事を受注した手伝は不足している労働力をM組を通じて手に入れている。このときの手数料は手元一人当たり50銭となっており、他の経路の場合と比較して額が大きいばかりではなく、割合も非常に高い。しかも紹介した先である手伝から「立替払の報酬として」、手元一人当たり10銭を徴収していることが紹介されている。それ以外にもM組は手伝「親方」に対して短期資金の貸し出しを行っている。

図6 手伝手元



『日傭労働者問題』 p. 146より作成。

3つの経路を検討したが、近世および明治との関連で特に重要なと考えられるのは最後に検討した手伝手元の経路である。明治の手伝棟梁は仲間によって管理されている「手伝助方寄所」を通じて助方を雇用するという経路をもっていた。大正期に紹介されている事例では手伝「親方」が「手伝会所」を通じて手元を雇っている。しかも手伝「親方」はM組から資金を借りるなど「手伝会所」との力関係において下位にあるように思われる。では「手伝助方寄所」はなくなってしまったのであろうか。これだけでは即断できないが、手伝の仕事内容が熟練を要するものではないことを考えあわせれば、手伝専用の寄場として「手伝助方寄所」を維持することは難しかったのではなかろうか。大阪という都市全体に日雇労働者のプールができ、そこから柔軟に労働力を調達できるならば、そのような労働市場を通じて雇用する方が合理的になつていったのであろう。

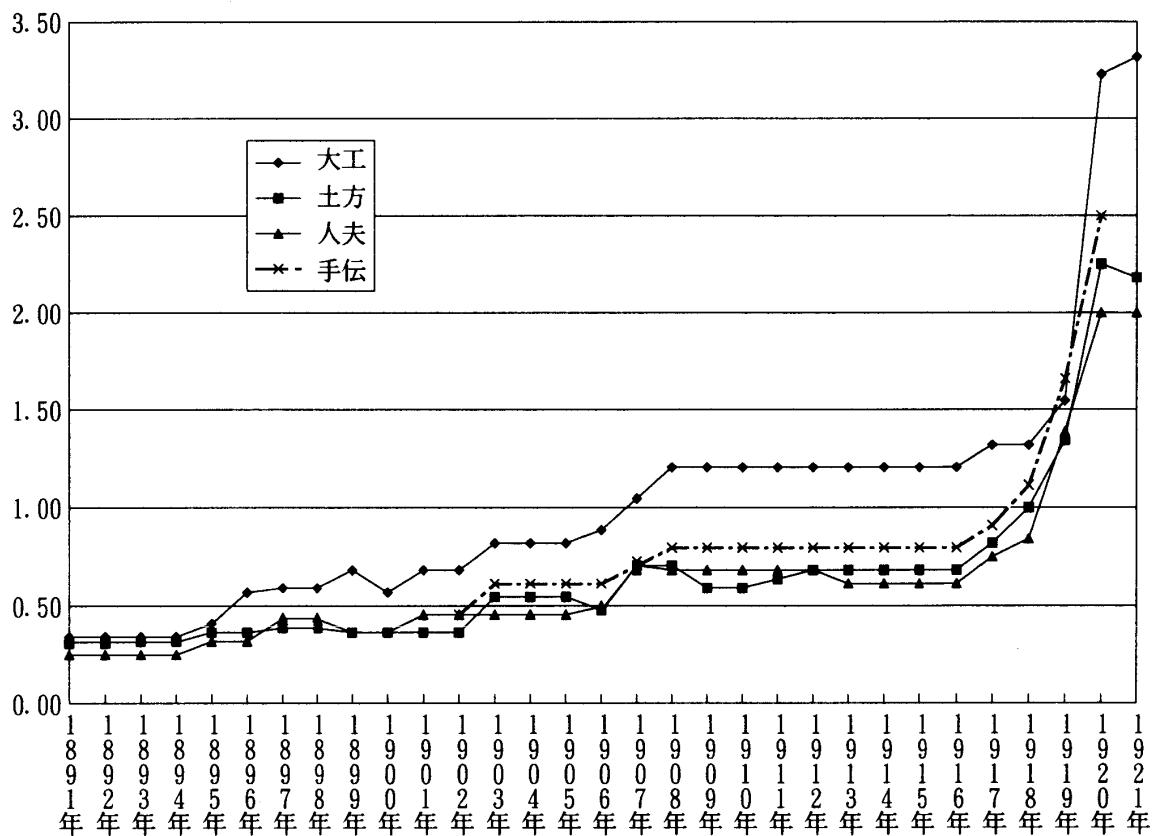
『日傭労働者問題』は大阪市内の各警察署に届けられた日雇労働者の紹介機関71について、その経営者、紹介数、紹介料等をあげている。紹介料は一人につき5銭から30銭程度であると(25)申請しております、月当たり紹介数が200人未満の紹介所は、専業でないと考えられる。手伝専門の紹介業と思われるものはそのうち17であり、紹介数200人未満の業者は4である。ほとんどが専業か、少なくとも紹介業を中心とした営業をしているように思われる。このように専門の業者が確立してくれば助方の供給が主要な機能の一つであった仲間の存在価値は確実に薄れたであろう。

(3) 賃金水準の変動

ここでは明治14年（1881年）から大正10年（1921年）までの賃金の変動を見る。また大工との賃金格差についても検討する。

(25) 先ほど紹介した経路では20銭から30銭が普通であり第3の経路のみが50銭であった。このように相手によって紹介料は様々であったと考えられる。

図7 貨幣賃金の変動



出所：本文参照。

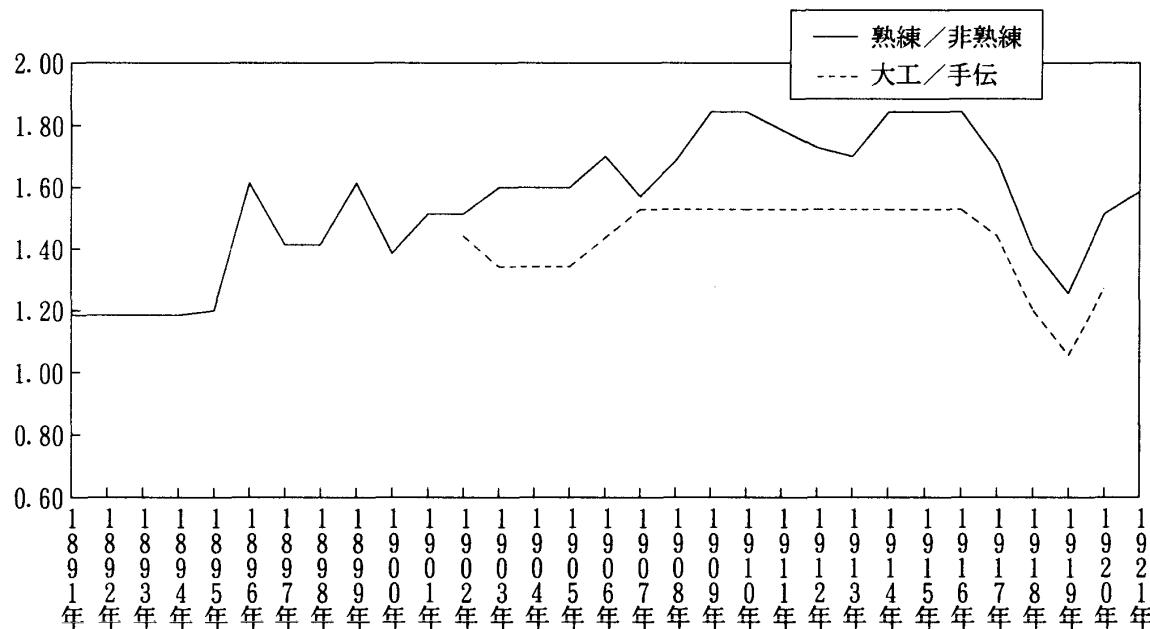
賃金系列は『日傭労働者問題』に所載の大坂商業会議所調査による系列を利用した。この原資料は『大阪商業会議所統計年報』に見られる。また『日傭労働者問題』には手伝は見いだせないが原資料には手伝が存在する。しかし原資料は欠年が多く手伝の賃金がわかる年数は少ない。『大阪商業会議所統計年報』においては網羅的に多種の職工の賃金が上げられているが、ここでは建築労働者に限り、熟練労働者の典型として大工を取り上げ非熟練労働者の典型として人夫・土方を取り上げた。その中間に位置するものとして手伝をあげたいところではあるが、欠年が多い。さらに前章に見たように手伝の仕事は多様であり、そのため仕事の内容によって賃金が違うことにも注意を払う必要がある。

デフレーターとする消費者物価については前掲『長期経済統計8』の第2表消費者物価指数の中の都市系列を利用した。この都市系列においては家賃を含む系列と家賃を除く系列があるが、ここで問題にする時期については家賃に関する系列が無いため、ここで利用する系列は家賃を除く系列である。また家賃は非常に地域格差のある要素であるので、今回のようなケースではむしろ家賃を含まない系列の方が適切であるといえる。

貨幣賃金の動きから観察できることをあげていく（図7）。大工、土方、人夫、手伝ともに全

(26) 大川一司、篠原三代平、梅村又次『長期経済統計8』東洋経済新報社、1967年。

図8 職種間格差の変化



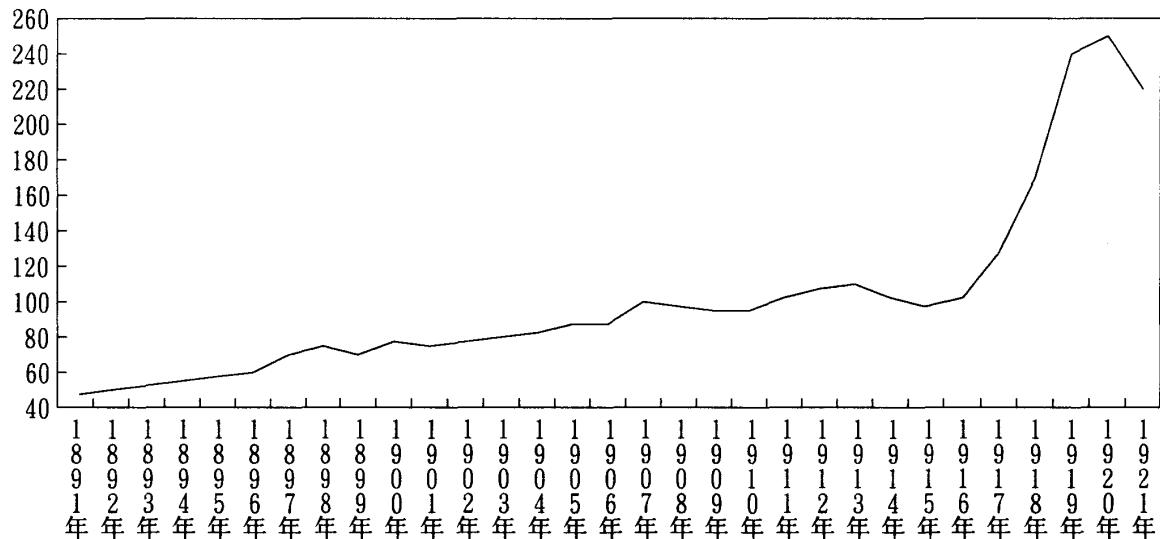
出所：本文参照。

体としては賃金は上昇し続けている。しかし細かくみれば明治24年（1891年）から41年（1908年）までは漸増期（第1期），明治41年（1908年）から大正6年（1917年）までを横ばい期（第2期），大正6年（1917年）から10年（1921年）までを急増期（第3期）とする事ができるだろう。賃金格差という点でもこの3期はそれぞれ違った局面であるように思う。まず第1期特に前半においては賃金格差は小さい。明治39年（1906年）以降格差は広がり第2期を通じて縮まるることはなかった。第3期には前半において急速に格差は縮まったが後半再び広がったように見える。

これを確認するために大工を熟練労働者，土方及び人夫を一括して非熟練労働者として比較した図8で確かめてみる。図8には手伝と大工との格差も同時に描いてみた。これによれば細かい変動はあるが第1期の後半から第2期を通して格差は拡大傾向にあるといえる。第3期にはいったん格差は第1期の前半並に縮まるが大正9年（1920年）以降どうやら再び拡大していくようである。またこの図8で見ると手伝が熟練と非熟練の中間に位置し，少し違った変化を見せることがわかる。

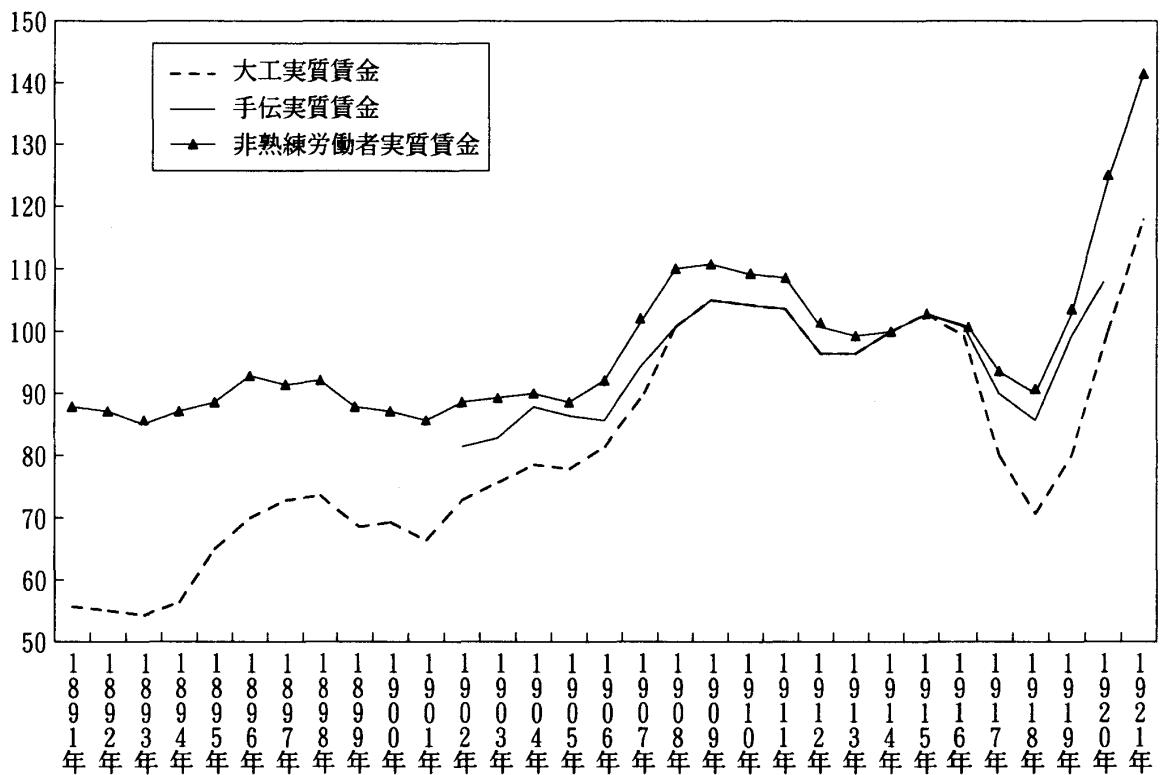
次にこれを物価との関連で考えよう。図9の物価指数は『長期経済統計』の都市における家賃を除く消費者物価指数を大正2年（1913年）から大正4年（1915年）を100として再計算したものである。第1期，第2期においては物価と歩調を合わせるように賃金格差も広がっていく。ところが第3期の大正6年（1917年）以降物価が急上昇しているのに対して賃金格差は急速に縮まった。さらに細かく観察すれば物価は大正9年（1920年）まで引き続き上昇するが，賃金格差縮小の方向は大正8年（1919年）を底として再び拡大へと向かう。

図9 物価指数



出所：本文参照。

図10 実質賃金の変動



出所：本文参照。

貨幣賃金及びその格差と物価について概観したので次に実質賃金とその動きを観察する。図10は貨幣賃金系列を大正2年（1913年）から大正4年（1915年）を100として3カ年移動平均をとって実質化したものである。絶対的な差を表現したものではないことに注意したい。まず趨勢としては大工の実質賃金の上昇傾向が最も顕著であることがわかる。非熟練労働者（土方・

人夫)と手伝の趨勢は読みとりにくいが、直線近似をとってみるとほぼ同じ傾きで上昇していることがわかる。さらに図10からは格差の変化の要因がより明確に読みとれる。つまり第3期に見られた賃金格差縮小の動きは大正5年(1916年)から大正7年(1918年)までは非熟練労働者賃金の上昇がもたらしたものではなく、熟練労働者賃金のより急激な低落によるものであり、大正8年(1919年)にもっとも格差が縮小した時点においては熟練労働者賃金の低下ではなく非熟練労働者賃金の上昇の結果であるということがわかる。その後の格差拡大については、実質賃金レベルにおいても両者ともに賃金が上昇しており、その上昇率が熟練労働者である大工の方が高かった結果である。

また物価との相関をみれば非熟練労働者が最も高く(0.953)、ついで手伝(0.936)、大工(0.912)となっている。ここでも手伝は非熟練労働者と熟練職人の中間にあった。

今までの観察結果をまとめると、まず第一に貨幣賃金の変動を見ればこの30年間を3期に分けて考えることができる。これを実質賃金の変動と総合してまとめれば、第1期(1891~1908年)においては熟練職人の実質賃金が上昇している。格差は拡大している。第2期(1908~1917年)すべての職種で実質賃金が低下傾向にある。全国的に低下傾向が見られるわけではないので大阪日雇労働者に特有の現象かもしれない。この時期の賃金格差はほぼ横ばいで推移している。第3期(1917~1921年)は大戦景気にわき上がるなか物価が急上昇し、それに少し遅れて賃金の上昇が見られた。このとき最大の問題となるのは大正3年(1914年)以降、大正8年(1919年)までの第一次大戦景気に際して賃金格差が縮小に向かうことである。理論的には好況期には賃金格差が縮小に向かう。しかしながら全国的にはこの時期は賃金格差が拡大した時期とされ、⁽²⁷⁾二重構造の萌芽とされている。軽率な分析はさけるが、少なくとも大阪の日雇市場では格差の拡大がみられなかったことは注目に値する。

(4) 小 括

本章では大正期の手伝の様子を見た。前章との関連でいくつかの問題があった。まず明治の規約では手伝「棟梁」とされていた手伝が、『日傭労働者問題』では「親方」とされていることである。これについて一つの要因は史料の性格の違いであろう。「手伝業仲間規約」は手伝側の史料である。つまりそこに表された「棟梁」という呼称は主観的なものであるといえる。それに対して『日傭労働者問題』は公的な調査の記録であるから、道具持ちの一人前の手伝を客観的に「親方」と表現したのである。しかしさらに本質的な要因は、いかに手伝自身がそう呼ばれることを望んだとしても、「棟梁」という言葉と手伝の実態が符合していないかった点にある。「棟梁」という言葉には建築現場において総責任を負う大工のイメージがある。少なくとも高度な技術を身につけた熟練職人という含みをもっていることは間違いない。それに対して手伝

(27) 西川俊作、尾高煌之助、斎藤修『日本経済の200年』(日本評論社、1996年) p. 407。

の「棟梁」はどうであったか。「手伝業仲間規約」にあるように「棟梁」の要件は道具をもっていることである。このような規定をおくこと自体既に手伝が「棟梁」ではなく、「親方」と呼ばれるべき存在であることを示唆している。このことは近世において手伝側の史料では自身のこととをほとんどの場合「職人」「手伝職」と呼称しているのに対して、幕府側の史料では「手伝人足」等の表記であったことを想起させるものである。

次に問題となるのは仲間・同業組合の存在が全くあらわれてこないことである。これは一つにはやはり史料の性格の問題であろう。つまり「手伝業仲間規約」に登場する手伝は「棟梁」を中心としており、『日傭労働者問題』で扱われる手伝はあくまで日雇労働者の範疇にあるからである。しかし先に触れたA氏のことを再び思い起こしてほしい。彼は一人前の手伝として若者を監督する立場にある。「手伝業仲間規約」に立脚すれば道具を持たないが一人前の手伝であるから、まさに助方ということになる。ところが彼のインタビューには仲間・同業組合の存在を感じさせるような内容は含まれていない。もちろん「助方札」をもっている形跡はないし、「手伝助方寄所」によっているわけでもない。しかもA氏を雇用する「島巳の親分」は手伝を現場に派遣して請負仕事をしている。これは「手伝業仲間規約」が想定している手伝棟梁に他ならないのである。これらのことから大正期においては手伝の同業組合かそれに類するものは既に存在しなかったか、存在していたとしてもほとんど機能していなかったと考えができるのである。

むすびにかえて

本稿の考察は近代における日雇労働者としての手伝を本格的に研究するための準備作業ともいえるものであった。それでもいくつかの重要な発見があり、今後の研究の課題も与えられた。手伝とは直接関係しないが、一つの大きな発見として、大阪の建築労働者に関しては第一次世界大戦ブームに伴う二重構造の現出はなかったことをあげておく。

IIで見た規約に関してはその内容と現実の手伝の仕事がおそらく乖離しつつあったであろうことが予想される。特に近世の手伝職仲間がもっていた、また志向していた職人仲間的な要素が弱まり、請負業者、手伝斡旋業者の集団へ変化しつつあるのではないかと思われる。明治10年代の手伝の実態を知る史料は今のところないが、重要な論点であると思われる所以、今後史料の発掘も含めて取り組まなければならない。それに関連して仕事の経路の問題では近世の棟梁や寄場預と近代の紹介業者の連続性または断絶という問題は大変に興味深いが、現在のところ本稿で取り上げた以上のつながりは発見できない。これについても他日を期したい。

最後になぜ手伝仲間が明治以降実質を失っていったのかを考察しておきたい。まず一般に職人の仲間が成立する条件の一つに技術の伝承と占有という要素があろう。しかしながら手伝にはそのような意味での技術はなかった。そうだとすればそもそも近世において手伝に仲間を結成させた要因はどのようなものだったか。一つは他職種との対抗関係であり、もう一つは四天

王寺との関係、より端的に言えば四天王寺からの働きかけがあったからであった。しかし、いったん職種間の境界線が引かれてしまえば第一の要因はあまり意味がなくなる。それに代わって重要な意味を持つようになったのは「助方」と呼ばれる雇用労働者の安定的かつ、柔軟な供給を可能ならしめるシステムであった。それは「寄場」と呼ばれる仲間共有の労働力プールを作り、維持することであった。明治以降もそのような役割は当然期待されたのであった。ところが近代大阪の急速な発展と大量の人口流入はそのようなシステムを無用のものとした。多くの労働下宿や斡旋業が営業を開始し、さらに大阪市営の職業紹介所や共同宿泊所が設置されたことによって仲間独自の「手伝助方寄所」の機能は完全に代替されてしまった。そのような流れの中で手伝棟梁として職人的志向を持っていた道具持ちの手伝は請負業へと変化していったのではないだろうか。このように手伝の存在形態が変化することによって近世来の流れをくむ仲間・同業組合はその存在意義を失っていったのではないだろうか。この点は仕事内容の点で多くの共通点を持つ江戸の鳶が近世の町抱を基盤に、近代以降も地域との関係の中で横のつながりを持ち続けたのとはかなり対照的であるように思われる。

近代以降の手伝については新たな史料を発見し、再び論じる機会を持ちたいと思う。